

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第55号 2020年11月13日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会

連絡先 電話090-7847-3968 (事務局:阿部)

小金井市民ら599名が3・4・11号線で住民監査請求

東京都知事にオープンハウス費用等の返還を求める 小金井の都市計画道路決定は、都市計画法に違反し、違法

11月11日、住民監査請求を求める都民有志の会は、東京都監査事務局を訪れ、請求人599人(うち小金井市民486人)の署名を添えて、「東京都知事に対し、違法に支出した3・4・11号線のオープンハウス費用の返還などを求める東京都職員措置請求書(通称「住民監査請求書」)を提出しました。

住民監査請求は、10月18日に都市計画道路を考える小金井市民の会と3・4・11号線関係住民の会が共同で、集会を開いて、多くの市民に監査請求の賛同者署名を集めることで行動を開始しました。

その後、予想を超える賛同署名が集まりました。東京都の監査事務局では、「私の知る限り、これだけ多くの人が請求人になったのは始めて」と話していました。監査請求書を提出後、都庁内で記者会見をおこない、都市計画決定の違法性について、説明、質疑を受けました。



都民有志の会が協力した

私たちはなぜ住民監査請求をしたのか 住民監査請求の趣旨

【目的】

東京都が支出した次の経費の返還を求める

3・4・11号線オープンハウス費用 1,041万円

3・4・11号線環境概況調査費 295万円

【理由】

小金井の都市計画道路は、都市計画道路の決定に必要な都市計画法で定める要件を備えていない違法な決定で、東京都が事業のための予算を支出する根拠がない

【違法の理由】

決定されたとする昭和37年当時の都市計画法は、都市計画を決定する要件として次の3点が必要とされている

- (1) 主務大臣の決裁
- (2) 内閣の認可
- (3) 官報告示のための主務大臣の承認

小金井の都市計画道路「決定」には、主務大臣の決定

と内閣の認可を得ていないことが、国立公文書館で「都市計画事業の決定書類 昭和37～38年」を調査した結果、判明していました。

その後さらに、官報の告示に必要な大臣決裁書類「告示案」の大臣の氏名が傍線で削除されたままで、承認されていないことを国立公文書館の「小金井・街路」の書類で判明しました。

すなわち、大臣が官報掲載を承認していないのに、役人が勝手に官報に掲載していたのです。

ところが、2月に行われたオープンハウスで、「違法であること」を指摘すると、東京都の建設局の担当課長は、「官報で告示されているから問題ない」と答弁しました。明らかな法律違反です。違法な決定に基づく予算の支出は、行うべきではありません。支出された費用は弁済されるべきものです。

「市民の会」のホームページ ⇒ [小金井道路市民の会](https://koganeiroad.jimdo.com/) <https://koganeiroad.jimdo.com/>

「市民の会」のフェイスブック ⇒ [都市計画道路を考える小金井市民の会](#)

外環道のトンネル工事直上で調布の道路が陥没

住民が以前から警告

10月18日、調布の市街地の道路が突然、陥没したニュースが駆け巡りました。

陥没した道路の地下40mより深いところで外環道のトンネル工事が行われ、直下の工事が始まった時は地上の家が振動や壁に亀裂がはいり、国交省とNEXCOに対応を求めても対応しないままでした。

東京外環道は、練馬区の関越道から世田谷の東名高速までの16kmの区間。

政府は、地下40m以上の深いところのトンネル工事は、地上に影響を与えないから、地上に家や田畑をもっている人の許可はいらないという大深度法という法律を作って東京外環道やリニア新幹線の工事をすすめています。

ところが、野川には酸欠空気が噴出したたり、



各地の住宅に振動などの影響を与えていました。陥没についても、外環道の中止を求めて活動している住民団体は、道路トンネル工事での陥没事故を起こしている

横浜や福岡、五反田などの例を示して、危険性を訴えてきました。

トンネルが通過する7区市の首長は、陥没事故を受けて要望書を提出。武蔵野市長と杉並区長は原因が究明されるまで、工事を中止することを求めています。

第3回都市計画マスタープラン策定委員会開催

都市計画マスタープランの改定時期が2022年3月となるため、その改定作業が現在進められています。

第3回の策定委員会が9月24日開催され、そのなかで、委員からは、市内にたくさん都市計画道路があるが、国分寺崖線やその他の緑・自然と整合性がとれていないこと、東京都が進めるからといって、このまま進めるといふことではないのかと指摘がありました。

次回都市計画マスタープラン策定委員会

11月20日10時～12時 市役所本庁舎3階

どなたでも傍聴できます。

3・4・11住民の会がマスタープラン見直し要望書提出

3・4・11号線関係住民の会が10月2日、小金井市長、マスタープラン策定委員会及びマスタープラン庁内検討委員会に「マスタープラン見直しに関する要望書」を提出し、西岡市長、都市計画課長と面談し、見直しを要望しました。

<前回以降の活動経過>

- 10月8日 第54回世話人会
- 10月18日 住民監査請求でハケを守る集会
- 10月27日 多摩地区道路連絡会
- 10月28日 3・4・11住民の会世話人会
- 11月5日 第55回世話人会
- 11月11日 東京都監査事務局に住民監査請求書提出
都庁記者クラブで、記者会見
都議会各会派を訪問し、協力要請

<今後の日程>

- 11月20日 都市計画マスタープラン策定委員会
- 12月3日 第56回世話人会

<都内の裁判>

- 11月5日 大山26号線訴訟 14時東京地裁103号法廷
- 11月18日 品川29号線訴訟 13時30分 東京地裁103
- 11月19日 世田谷放射23号線訴訟 15時 東京高裁
- 11月24日 外環道訴訟 14時 東京地裁103号法廷
- 12月8日 晴海選手村訴訟 15時103号法廷
- 12月15日 青梅街道 I C 訴訟 11時103号法廷
- 12月15日 十条西口再開発 13時30分 103号法廷
- 12月16日 品川29号線訴訟 13時30分 103号法廷

質問に答えて

住民監査請求ってなに？

地方公共団体の機関や職員の違法・不当な行為を防止または、損害が生じた場合は損害の賠償を求めることができる制度です。

参政権の一種ともいわれており、地方公共団体の構成員ならだれでも請求できます。

今回の場合であれば、東京都内に住民票をもっている人ならだれでも請求人になれるということです。

請求があつたら、監査委員が1年以内に請求が妥当かどうかの決定を出さなければなりません。

請求が認められれば、賠償金を払ったり、求められた行為を中止しなければなりません。

認められなかった場合は、60日以内に不服として裁判に訴えることができます。